

懲戒権削除ならびに体罰その他の言動の禁止を定めた民法改正に対する声明 —子どもに対する暴力をなくし子どもの権利が保障される社会をつくるために—

2022年12月16日

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

認定特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワーク

NPO 法人子どもすこやかサポートネット

2022年12月10日、懲戒権の削除ならびに体罰などの禁止を定めた民法等の一部を改正する法律案が、参議院本会議にて可決され、成立しました。旧民法822条は「親権を行う者は、監護および教育に必要な範囲内で、その子を懲戒することができる」と、親権者の懲戒権を定めていましたが、本改正では同条が削除されました。懲戒権は、児童虐待を正当化する口実になっていると指摘されており、私たちはこれまで、懲戒権規定そのものを削除することを求めてきました。したがって、懲戒権の削除を伴う今回の民法改正を歓迎します。

今回民法に、新たに条文が付け加えられ（821条）、親権者が子の利益のために監護・教育の権利を有し義務を負う（820条）ことを前提に、「監護・教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、年齢および発達に程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない」とされました。

2019年6月に児童虐待防止法14条等において体罰が禁止され、子どもの権利条約を参考にしたガイドラインを作成すべきとの両院の附帯決議に基づいて、厚労省による『体罰等によらない子育てのために』（以下、とりまとめ）が2020年2月に公表され、同年4月から法律は施行されています。このとりまとめでは、国連子どもの権利委員会一般的意見8号¹の定義を参考にして、「身体に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為（罰）である場合は、どんなに軽いものであっても体罰であると定義しました。

したがって、今回の改正民法821条で禁止された「体罰」も、この定義に基づき、どんなに軽いものであっても体罰であり、許されない行為であるということを引き続き政府は明確にする必要があると考えます。

また、私たちは、身体に対する体罰に加えて、暴言等の子どもの品位を傷つける取り扱いの明示的禁止も求めてきました。なぜならば、子どもに対する暴力からの自由についての子どもの権利条約19条を実施する指針である国連子どもの権利委員会の一般的意見8号・13号において、体罰と同様に残虐なまたは品位を傷つける形態の罰や取り扱いなどあらゆる形態の暴力の明示的禁止が求められている一方で、国内法では、暴言等については「著しい暴言」（その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動）（児童虐待防止法2条4号）等の禁止に限定されているからです。近年の研究で体罰や暴言等は科学的に子どもの発達に負の影響を与えることが次々と明らかになっており、とりまとめでは、「著しい」ものに限定することなく、怒鳴りつけたり、けなしたり、辱めたりといった子どもの心を傷つける暴言や行為は子どもの健やかな成長・発達に悪影響を与える可能性があると指摘し、「子どもの権利を侵害する」と明記されてい

¹ 子どもの権利委員会一般的意見：ARC 平野裕二の子どもの権利・国際情報サイトをご参照ください。<https://w.atwiki.jp/childrights/pages/32.html>

一般的意見5：子どもの権利条約の実施に関する一般的措置（2003年）

一般的意見8：体罰その他の残虐なまたは品位を傷つける形態の罰から保護される子どもの権利（2006年）

一般的意見13：あらゆる形態の暴力からの自由に対する子どもの権利（その2・その3）（2011年）

ます。

この点、「子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動」の内容は不明確で、「軽いものも含むあらゆる体罰その他子どもの品位を傷つける取り扱い」から意味が狭められて解釈される可能性があり、「健全な発達に」の文言について削除を含め再検討されることが望まれます。

今後も、子どもに対するあらゆる暴力の明示的禁止、体罰等を容認する価値観や意識を変えるための啓発及び養育者への支援の強化などが求められます。そのために、私たちは以下の4点を提言します。

- 1. 子どもの権利条約に基づくさらなる法改正など：**民法を含めてあらゆる子どもに関わる法律において、子どもの権利を明記することが求められます（子どもの権利条約第4条、一般的意見5号など）。その上で、体罰等の禁止のみならず、子どもの権利に沿った積極的・非暴力的・参加型の子育ての促進を明記することも望まれます。また、民法及び子どもに関わる法律の改正等における政府審議会等の議論にて、子どもの参加・意見表明の機会を確保することは、子どもの権利の保障のために欠かせません。さらに、子どもの権利条約締約国として、あらゆる法改正や制度設計において、国連子どもの権利委員会による一般的意見や総括所見を参照し、指針として共有・尊重し、反映することが求められます。
- 2. 大規模な啓発活動の実施：**各国比較調査では、体罰等の禁止と同時に、社会全体への啓発活動を実施することで体罰等が大幅に減少したという研究結果があります。法改正が行われた今、子どもに関わる法律や施策に関わるあらゆる機関による、大規模で長期的な啓発活動が必要です。また、子ども自身に対しても、暴力を受けない権利や声をあげる権利などの、子どもの権利に関する啓発を行うことが重要です。啓発を行う際には、以下のポイントを広く伝えることが大切です。
 - ① 親や養育者を含めたすべての人による体罰等が許されていないということ
 - ② どんなに軽いものであっても、体罰及び暴言などの子どもの心身を傷つける暴力は子どもの権利条約締約国においては許されないこと（国連子どもの権利委員会一般的意見8号・13号の内容の啓発・普及）
 - ③ 子ども自身が、体罰等によらない養育・教育を受ける権利等の包括的な権利を有することを知り、権利行使できること（相談の方法や相談先等の情報提供も含む）
- 3. 子育て支援プログラムを含めた子育て支援施策の強化：**体罰等のない社会を目指すためには、啓発活動とともに、政府によるさまざまな子育て支援策の充実と予算の確保が重要です。なかでも、子どもの権利や体罰等によらない子どもとの向き合い方を親が学び、子どもの権利を基盤とした「子育て支援プログラム」の拡充に向けて国が取り組むことは急務です。さらに、親と子の生活基盤を整えるために関係機関が効果的に連携し、訪問型支援、保護者や子どもへの心理療法を行う等、ニーズに応じた支援・援助を行うことが求められます。
- 4. 虐待・体罰等防止のための予算の確保、定期的な調査の実施：**今後、社会全体への啓発活動やすべての親に向けた子育て支援を推進するためには十分な予算の確保が重要です。また、効果的な施策の実施のためには国内における体罰等や虐待に関するデータの収集や、エビデンスに基づいた支援プログラムの実施が欠かせません。残念ながら日本では、国レベルの大規模な調査がほとんど実施されておらず、国連子どもの権利委員会からも勧告を受けています。効果的な施策を実施するためにも、虐待・体罰等の現状や人々の意識を把握するための、子どもに対する調査を含めた大規模かつ継続的な調査が求められています。

私たちは、懲戒権の削除を契機に、体罰等の子どもに対する暴力によってすべての子どもの体とこころが傷つけられることのない、子どもの権利が保障される社会への歩みが着実に進むことを期待します。また、今後も、子どもの権利条約批准国として、子どもに対する暴力撤廃グローバル・パートナーシップ（GPeVAC）²の理事国・パスファインディング国として、政府による包括的かつ効果的な行動を引き続き求めていきます。

² 子どもに対する暴力撤廃グローバル・パートナーシップ（GPeVAC） <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csec01/index.html>